

(目的)

**第1条** この要綱は、小金井市（以下「市」という。）が介護職員初任者研修（以下「研修」という。）を実施することにより、高齢者の介護等に従事する人材の確保及び既に就労している介護職員の資格取得による資質向上を図ることを目的とする。

(実施する研修)

**第2条** 市が実施する研修は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号及び東京都介護員養成研修事業実施要綱（平成24年10月17日付け24福保生地第826号）の規定に基づき指定を受けた研修とする。

(対象者)

**第3条** 研修の対象者は、市内に在住又は在勤している者で、次に掲げるものとする。ただし、既に研修を受講した者を除く。

- (1) 介護職員として従事している者
- (2) 介護職員として従事することが確定している者
- (3) 介護職員として従事することを希望する者
- (4) 前3号のほか、市長が特に必要と認める者

(受講の申込み)

**第4条** 研修の受講を申込みしようとする者は、毎年度市長が定める日までに小金井市介護職員初任者研修受講申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、公的本人確認書類（運転免許証、健康保険証その他申込者が本人であることを確認できると市長が認めるものをいう。）の写しを添付するものとする。

(受講の決定)

**第5条** 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、承認の可否を決定し、受講の申込みをした者に、小金井市介護職員初任者研修受講承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、申込者が多数の場合は、抽選により受講者を決定するものとする。

(受講費用)

**第6条** 研修の受講費用は、無料とする。

(修了証明書の交付等)

**第7条** 市長は、介護技術を習得し、かつ、研修のカリキュラムを全て履修した受講者に対して筆記試験による修了評価を実施し、修了の認定を行った受講者に対して、修了証明書を交付する。

(事業の委託)

**第8条** 市長は、研修の実施に関して、その全部又は一部を研修を実施する事業者として東京都から指定を受けている事業者に委託することができる。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。